

御歌所長高崎正風の教育勅語実践運動

——彰善會と一徳會——

宮 本 營 士

はじめに

「彼の十万の御製四万の御歌は、大方翁が点し奉られしもの⁽¹⁾」と謳われた初代御歌所長高崎正風は、いわゆる「旧派の代表的歌人⁽²⁾」として、「紀元節」をはじめとする唱歌の作詞者として著名な人物であることは言うまでもない。

高崎正風に関する研究としては、昭和女子大学近代文学研究室編「高崎正風」『近代文学研究叢書』第十二卷（昭和三十四年）、北里闌「高崎正風先生傳記」（昭和三十四年）等の伝記があるほか、論文としては、清水勝「桂園派歌人八田知紀と高崎正風」『鹿児島女子大学研究紀要』一八一—二（平成九年）、町田明広「文久三年中央政局における薩摩藩の動向について——八月十八日政変を中心に」『日本史研究』五三九（平成十九年）、松尾正人「明治初年における左院の西欧視察団」『国際政治』第八一号（昭和六十一年）な

どがあり、八田知紀との関係や幕末における活躍、そして明治政府における左院での足跡などが明らかにされている。さらに、渡辺幾治郎『明治天皇』（宗高書房、昭和三十三年）には、明治天皇の歌道師範としての事績が記されており、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』（昭和四十五年）、國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』（平成六年）、阿部美哉「高崎正風」『國學院黎明期の群像』（平成十年）においては、初代國學院院長を務めた足跡が記されている。御歌所における重要な役割を果たした事績については、小泉夢三『近代短歌史 明治篇⁽³⁾』（白楊社、昭和三十年）をはじめ多くの近代短歌史の研究書が記すところである。

しかしながら高崎正風の生涯については実に多くの足跡が看過されているのであり、最も詳細な伝記である北里闌『高崎正風先生傳記』でさえも御歌所長就任以降の活動を

詳細に記すものではない。本稿が扱う彰善會（本部東京）とその後継組織である一徳會（本部京都）は、双方ともに御歌所長高崎正風が首唱した会であり、「彰善會を以て老後の事業となし、殆ど一身を捧げて此事業の目的を達せむと思へり」とする言からも察せられるように、その生涯を辿る際には見逃し得ないものでありながら、明治心学史における言及以外には研究の進展を確認し得ない現状にある。例えば石門心学の研究史上、今日においても最も詳細精緻な研究とされる石川謙『石門心学史の研究』（岩波書店、昭和十三年）は、明治以降の石門心学の動向について、一徳會の存在にも言及しながら次のように述べる（八百二十一頁）。

明治年代に入って大成教に編入せられて再興復活の機會が掴み得られるかに見えたが實を結ぶことが出来ず、同十六年になつて子爵谷干城等の發起によつて道話復興の企が立てられ、同四十一年には男爵高崎正風の首唱の下に教育勅語の御趣意を心學精神によつて解説するための一徳會が結成せられたが、これ等は何れも講舎の復興擴張を目指すものではなかつた。

石川は、明治期の石門心学が衰退の途を辿る歴史のなかで、「教育勅語の御趣意を心學精神によつて解説する」一徳會の結成を捉えて、右のように位置づけたものの、その

活動や彰善會と合併した背景などについては記していない。一方、心学史上に一徳會を位置づけた最も詳細な記述と思われる柴田実の『心学』（至文堂、昭和四十二年）は次のように述べている。

修斉会は創立以来十六年、明治四十年十月に至つて、従来高崎正風男爵が会長として経営していた東京の彰善會と合併し、新たに一徳會が創設されることになった。その名は教育勅語に「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」とあるによるが、その名のように「教育に関する大詔の旨を奉体し道義の実践を奨め社会の善行を彰はすを以て目的と」する全く新しい趣旨の団体であつたが、その目的実現のために古来の心学道話のごとき行き方を取り入れ、何びとも勅語の趣旨をじゅうぶん理解し、納得した上でおのづからその実践に至らしめるようにあらしめたいと考えた創立者（会長）高崎男爵の意向と、従来修斉會を主宰していた柴田謙堂（遊翁嗣子）の考えとが一致した結果、成立したこと、何よりもその会の本部が明倫舎におかれ、謙堂が修正舎からそこに移つて会の主事兼講師となり、その生涯を挙げて会のために尽したことをもつて一おう心学運動の後進とみることもあながち不当とはいえないであらう。一徳會はその後全国

的に発展して弘道会・報徳会等とならぶ有数の教化団体としてもその名を知られるに至ったが、今次敗戦による教育勅語失効とともに解散した。

柴田は、彰善會と修齊會が合併して一徳會が設立された経緯にも言及しながら、心学側の柴田謙堂が会の主事兼講師となり、その生涯を挙げて尽くしたことを以て、その活動を「心学運動の後進」と捉える見解を右のように示した。この柴田の捉え方もまた心学史から見た位置づけを示したものであるが、一徳會が「弘道会・報徳会等とならぶ有数の教化団体」であったこと、教育勅語失効まで会が存続したこと等を指摘して要を得た記述である。しかしながら、その前身である彰善會の活動、彰善會と一徳會の関係等については詳細に記すものではなかったと言える。

なお、心学史以外の観点から一徳會について言及したものに、佐藤一伯「明治後期の天皇・皇后像に関する一考察」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十二号（平成十七年）があり、「高崎正風が日露戦争後における「民心」の「弛緩」や「弊風」を懸念し、持論である教育勅語の実践をめざす社会教化団体結成を主唱するに至った」ものとして、一徳會を時代背景との関わりにおいて位置づけている。

明治三十年創立の彰善會は、善行褒賞による「大詔の旨」「朝典の意」「弘道の實」⁽⁸⁾の貫徹を期することを用途と

し、明治四十一年創立の一徳會は、「教育に關する大詔の旨を奉體し道義の實踐を奨め社會の善行を彰はす」⁽⁹⁾ことを目的として、それぞれ教育勅語の実践を志した会であり、ともに高崎が一身を捧げた活動であった。その時代背景や、彰善會と一徳會の関係は如何なるものであったのか。如上の先行研究では詳説されることのなかった彰善會と一徳會の活動について、機関誌『彰善會誌』および『一徳』の記述を中心として検討を行い、高崎正風の生涯をも捉え直すことが本稿の目的とするところである。

一 「彰善會誌」に見る彰善會の活動

彰善會の機関誌である『彰善會誌』第一号（明治三十一年三月）冒頭に記された「彰善會々旨摘要」は、その設立時における理念と方向性について、次のように記している（漢字は便宜上、通行の文字を用いた部分がある。以下引用文同様）。

道德倫理の説は中外古今の學者を論して未だ盡きず兇行惡徳は日々に駸々として社會に蔓延す蓋し道德倫理は之を論するの必要よりは寧ろ之を行ふの必要ならんのみ我邦には幸に 大詔の明々に標準を示させ給ふあり道德家千言萬語も此範圍を出つることなし國民は唯之に遵ふて行ふべきのみ

大詔は小學の兒童も暗誦する所にして苟も皇國の民たらん限り誰か遵奉せざるべき然るに國民日夜の行動に就て精細に觀察すれば遵奉の實を見ること甚た少なく一例を舉ぐれば犯罪人は四十万の多きに善行者は二百に過ぎず（隠れて顯れざるものもあるへしと雖も）何そ其詔旨を奉せざる者の多きや

一国の品位は國民の品位に因りて定まると云へり

大詔に宣へる克く忠に克く孝に世々厥の美を濟すもの恐れ多くも只暗誦の具となりゆきては吾等同胞も亦其責に任せざるへからず政を語る人は動もすれば權勢の與奪のみに傾き富を講ずる者は概ね私利の得失のみに流れ國家の根底なる風俗習慣の日々に敗壞せるは捨て問はず思ふに本末を誤まれるにはあらずや

大詔は明かに善行の標準を示させ給ひ加ふるに褒章の制之か旌表の典を設けられ弘道の會あり亦盛に斯道の普及を謀れり然るに兇行惡徳は日々に新聞に滿載し善行の褒賞を蒙るものは千分の一にも當らず万衆の耳目は唯兇惡に慣るゝのみ善行は耳目に入らざること、なれり斯くては 聖旨の如何て貫徹を得へき國體の精華と宣へるもの如何て發揮するを得へき此に於てか彰善の會實に已むを得ざるなり

本會は大に同胞の善行を社會に掲揚し勸善懲惡を目撃

親睦の間に自得せしめ以て漸くに同胞固有の道性を回復し竟に 大詔の旨朝典の意はた弘道の實とを貫徹せんと期するものなり我か忠愛なる同胞は咸な奮て此舉を賛成せらるゝことを信するなり

明治三十年十二月十日

右文書の日付は「明治三十年十二月十日」とあり、機関誌『彰善會誌』の刊行以前に同會が発足し、その會旨への賛成を募ったことが窺われるものである。また、「國民日夜の行動に就て精細に觀察すれば遵奉の實を見ること甚た少なく一例を舉ぐれば犯罪人は四十万の多きに善行者は二百に過ぎず」との時勢認識があり、「善行の標準を示」した教育勅語の実践が為されていないことを同會設立の背景としていることも知られる。さらに加えて、褒章制度や弘道會の活動もありながら、「兇行惡徳は日々に新聞に滿載し善行の褒賞を蒙るものは千分の一にも當らず万衆の耳目は唯兇惡に慣るゝのみ善行は耳目に入らざること、なれり」とあり、彰善會が「同胞の善行を社會に掲揚」して「同胞固有の道性を回復」することを目指した動機もここに窺えよう。『彰善會誌』第一号には、如上の「彰善會々旨摘要」に続いて教育勅語と褒章條令が掲げられており、彰善會の目指すべき指標は明らかである。なお、明治十四年十二月七日太政官布告第六十三号により制定され、同二

十七年一月四日勅令第一号で第一條が改正された褒章條令は、「人命ヲ救助シタル者」を表彰する紅綬褒章、「德行卓絶ナル者」「實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者」を表彰する綠綬褒章、「公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナル者」を表彰する藍綬褒章、以上三種の褒章を定めたものであった。

また、左の「彰善會規則」（「彰善會誌」第一号所収）は、彰善會命名の由来やその活動目的、運営方法などを詳細に記すものであり、会旨と併せて彰善會の概要を明らかにするものである。

第一條 本會は 大詔の旨を奉體し褒章の典を奉賛し社會の善行を彰はすの義を以て之を彰善會と稱す

第二條 本會は我か同胞四千餘万の中忠孝信義貞節慈善等凡そ社會上の徳義公益に關する効績は有形無形に拘はらず大に之を讃揚し益社會の善行を奨勵するを以て目的とす

第三條 會務を處理するの便宜により東京に於けるを本部と稱し各府縣に於けるを支部と稱す

第四條 本會々員の中より會長副會長及び評議員主事等の事を處理す支部に於ける部長及幹事も亦之に同じ

第五條 本會々員を左の三種に別つ

名譽會員 評議員の議決を経て善行者中より推撰す

特別會員 評議員の議決を経て彰善事務に功勞ある者を推撰す

通常會員 前二項以外一般の會員

（中略）

第九條 彰善方法を左の如く定む

一 公賞下賜の際は該地方會員及び有志者に於て之を送迎す

二 地方便宜の場所に於て表彰の式を行ひ會員及び有志者より祝辭を述へ或は其事蹟を演述し其卓越なるは唱歌を製して之を頌す

三 本會々長の名を以て頌徳狀を贈る

四 會員及び有志者より歌俳詩文等紀念となるべきものを贈る

五 其情況に依り評議員の議決を経て金品を贈る

六 本會に備ふるところの善行名譽録に登載す

七 名譽會員に推撰す

八 其畧傳及び紀事を新聞雑誌に掲載す

九 評議員の議決を以て其傳記を編次す

十 終身會費を要せず

十一 毎號雜誌を贈る

十二 其没するときは本會の名を以て吊詞を贈る

十三 古人にして未だ顯はれざるは評議員の議決を經其事蹟を編し之か不朽を謀る

第十條 本會々員は左の二項を標準とし常に之を履行すへし

一 常に善行者を發見することに注意し之を見聞したるときは能く其事實を調査して所在市町村役場に申稟し併て本部又は支部に通知すべし

二 舊記口碑等に考へ其地方に古人の善行事蹟あるを發見したるときは詳細に其事實を調査し本部又は支部に通知すべし

(後略)

別けても、右規則中の第九條は「彰善方法」の内容を記して会の活動の實際を述べるものであり、第十條は「善行者」「古人の善行事蹟」の調査・通知を会員の履行すべき標準と定めて、それぞれ「社會上の徳義公益に関する効績」の讃揚、善行奨励を組織的に行う道筋を示したものであつて、彰善會の活動概要が窺われるものである。

会の設立経緯を明らかにする記録は纏まった記述は確認し得ないものの、『彰善會誌』第一号には、彰善會の職員として「會長」に高崎正風、「評議員」に二條基弘、近衛

篤麿、黒田長成、土方久元、勝安芳、品川彌二郎、福羽美静、楫取素彦、細川潤次郎、前田正名、谷鐵臣、島田重禮、南摩綱紀、「主事」に、岡崎撫松、池田謙藏、宮地巖夫、小島彦七、延原正孝の名が掲げられており、それぞれ各界の名士が就任したことも知られる。また、同第一号には「本會々員(府縣別いろは順)」として、四百五十六人の名があり(以下次號)と記され第二号に続く)、第二号の三百五十二人と併せると、第二号刊行の明治三十一年四月までに八百八人の会員を擁したことが確認でき、そのなかには、井上頼因、岩倉具定、西村茂樹、樺山資紀、内藤耻叟、鴻雪爪、依田學海、津田仙、黒田清綱、丸山作楽、小中村義象、黒川眞頼、栗田寛、前島密、久我通久、小池道子、税所敦子、重野安緯、東久世通禧、下田歌子、猪熊夏樹などの名もあり、各界有志が賛同して入会したことも知られるのである。さらに、「本會々員(府縣別いろは順)」の名簿に続いて、「徳行褒章拝受者氏名」の一覧があり、「漸次名譽録に編纂」する旨を記すことで、その讃揚を期したことも窺われる。

また、『彰善會誌』第一号は、「會説」「記事」「傳記」「談叢」「唱詠」「彙報」「雜録」「特別廣告(會報)」の構成から成り、第二号以降においてもほぼ同様の体裁によって、善行・褒賞に関わる事績や活動を様々な角度から報告する

試みが為されている。因みに、「會説」は時勢の流れと会
の方向性、「記事」「傳記」は善行・褒賞に関わる人々の具
体的な事績や傳記、「談叢」は善行・褒賞に関わる談話を
掲載する欄であり、「唱詠」は善行および褒賞に関わる和
歌や漢詩、「彙報」は新聞など他の媒体に掲載された善行・
褒賞に関わる記事、「雜録」は以上何れにも属しない内容
を載せる構成である。なお、『彰善會誌』の「記事」「傳
記」欄は、近藤芳樹の『明治孝節錄』（明治十年）を想起さ
せる体裁であり、その関係性についても注目しなければな
らない。一例を挙げれば、『彰善會誌』「記事」欄は次のよ
うに記すものである。

◎太田經倫の孝養

太田經倫は、新潟縣蒲原郡五泉町士族亡小笠原玄量の
次男にして、明治廿二年亡資徳寡婦へ入夫したり。當
時家族は養母并に先夫の孤女にて。養母はつは、二
十四年來手足不隨の病にかゝり、妻ていは、素と身軀
虚弱なるに、非常の病症に罹り、一時に二人の病者を
看る不幸に陥り、侍養看護撫育の任舉て其の一身に集
まるに至れり。而して身は辯護士加藤喜作氏の事務員
として日々通勤し、夜半に至らざれば歸宅すること能
はず。されば朝は夙に起き医薬薪炊の勞を執り出勤前
に萬事を整へ、家事奉養共に差支なからしめたり。其

後妻は快癒したれども、養母はなかくに癒るやうも
なかりしかば氏は奉養ますゝ怠りなく、苟も効驗あ
りと聞けば遺す所なく之を施し、薬用は勿論礦泉湯治
の如き、少しも其費を吝むことなく、種々手を盡すと
雖、少しも其甲斐なく、一昨年よりは全く手足の自由
を失ひ、行動起臥少しも意の如くならず、唯横臥する
のみなれば、夫妻は心を一にして、病母を慰藉し、或
は、珍らしき物語をなし、或は、平生嗜む所の物を購
ひ、病者の口に適ふやう、自ら調理の勞を執り、出勤
前退出後は、具に其容體を尋ね時にありては自ら懷抱
して温浴せしむるなど用意至らざることなし。加藤辯
護士も、大に其行ひに感じ浅からず幫助を與へければ、
氏は愈々心を孝養に傾け、あらゆる看護の道盡さる
所なく、十年の久しき殆んど一日の如く、終始懈怠の
色なかりければ養母も大に其孝養に感じ、訪ひ來る人
毎に、其さまを語りては感泣せり。事遂に官に聴こえ
左の賞を賜はるに至れり。

山形縣士族 太田 經倫

資性篤實孝養の志厚く、養母病みて身軀不隨の症に陥
るや、看護周到日夜懈らず。妻虚弱動もすれば病む、
其他幼子女のみにして、生計益困難なるに際し、銳意
辛勤よく一家を支持し、十年の久き志行一日の如し。

洵に奇得とす。仍て、其賞として金貳圓五拾錢下賜候事。

斯くして、養母への孝養を賞された右の「太田經倫の孝養」(『彰善會誌』第九号)にも見られるように、同誌は孝子・義僕・節婦などの様々な事績を記して、褒章條令による表彰者のみならず「彰善會規則」第二條にもある通り善行者の行為を広く紹介する方針であった。「記事」欄から題名のみを幾つか例示すれば、第一号には「西村ミヨ女の孝順 附その表彰式」「上杉齊憲公並に姉君の純孝」「森岡すゑ女の孝貞」「義僕杉村藤九郎」、第二号には「岡本七郎の孝節 附頌徳状」「節婦駒形とくの至行」「義僕戸田佐太郎」「吉留巡查職に斃る」がそれぞれ載録されている。さらに当時の事例のみならず、忠節を尽した人々の歴史的事績や位階追陞のこと等をも「記事」欄に紹介しており、『明治孝節録』を想起させる孝子・義僕・節婦等の記事に限らず、国家に忠節を尽した人々の事績紹介をも行った同会の姿勢が窺われる。

また、『彰善會誌』第一号には、嘗て『明治孝節録』の材料蒐集等に関わり、その「序」をも記した福羽美静の祝辞が記されており、彰善會の「評議員」にも名を連ねた福羽が彰善會の事業に多大なる期待を寄せていたことも確認される。津和野派国学者として神祇行政における活躍で知

られる福羽は、歌道御用掛・文学御用掛⁽¹²⁾としての宮中における活躍もあり、文学御用掛の際には高崎と同僚であり旧知の間柄であった。彰善會設置にあたり「創立前より厚く盡力」した福羽が、創業時の功労者であることを同誌は紹介するものの、事の経緯は不明ながら第三号「會報」欄には「旨趣御不同意の廉有之趣にて退会」したと記されている。いずれにしろ、同会の創立過程において『明治孝節録』編輯に関与した福羽が参加していることは彰善會活動の内容からも注目される事実である。

また、同誌の「唱詠」欄においては、左の通り御歌所歌人や国学者をはじめとする会の賛同者が和歌・詩文を寄稿しており、高崎が主宰した彰善會における特色の一端はここにも窺えよう(左は『彰善會誌』第一号「唱詠」から抜粋)。

彰善會

税所敦子

あきらけき御代の光にそひてこそかくれし玉もあらはれにけれ

春風のさそはさりせは木かくれて咲く花の香はしられ

さらまし

なには江のよしとよく見る人なくは世にすくれたるふしも知られし

善き人のよきふし挙げはなには江のあしかる人も習は

井上頼閑

さらめや

大口鯛二

世の中に茂りのみゆくあしの根はよきをもてこそ斷つ
べかりけれ

遠山英一

からたちもうはらもいまは根をたゝんなほきたけのみ
しけるかきねは

千葉胤明

ぬきいてした、ひとふしもくれ竹のよにあらはれむと
きはきにけり

鎌田正夫

ことしより世にあらはれん木かくれてひとりにはへる
深山さくらも

小出榮

世のなかのまかれる木々は柚かもつよきをあけてそた
つへかりける

宮地嚴夫

同じくはなにはのあしの根をたちてよしのみしけるよ
としなしてん

毎月一回発行の『彰善會誌』には、右のように国学者・

歌人たちが歌を寄せたほか、会の運営に関わる職員として

「主事」に御歌所歌人である大口鯛二⁽¹³⁾、千葉胤明⁽¹⁴⁾、遠山英

(15) 一、加藤義清⁽¹⁶⁾などを任じたことが報じられており(第二号)、

さらに職員として、御歌所歌人阪正臣⁽¹⁷⁾、権田直助門下の国

学者逸見伸三郎⁽¹⁸⁾、日本画家關田華亭⁽¹⁹⁾などの名が報じられて

いる(第三号)。また、御歌所歌人植松有経⁽²⁰⁾を編修に依嘱す

る旨も報じられており(第四号)、御歌所歌人や国学者が同

会の運営に携わった一端を垣間見ることができ。また、

定期の主事会、評議員会は高崎正風の私邸でおこなわれた

ようであり、東京に本部を置いた彰善會が御歌所歌人たち

をも動員しながら高崎を中心として運営されたことも窺わ

れるのである。これらのことから、「彰善會規則」に

「地方便宜の場所に於て表彰の式を行ひ會員及び有志者よ

り祝辭を述べ或は其事蹟を演述し其卓越なるは唱歌を製し

て之を頒す」、「會員及び有志者より歌俳詩文等紀念となる

べきものを贈る」とある表彰方法の背景をも推察し得るで

ある。御歌所長高崎正風を中心とする彰善會は、このよ

うに国学者・歌人をはじめとする多くの人々の賛助を得な

がら、特に高崎の人脈である御歌所歌人が多数参加してい

たことが知られるのである。

二 彰善會と二徳會の系譜

(一) 『明治孝節録』と彰善會

既に見た通り、善行褒賞を旨とした彰善會活動が、文学御用掛・近藤芳樹によつて編集された『明治孝節録』の趣旨をも継承する体裁を採るものであったことは、西谷成憲⁽²¹⁾などが指摘するように『明治孝節録』が善行褒賞とも関わるものであったことを顧みても推察されることであり、さらに『彰善會誌』第一号において、福羽美静・元田永孚⁽²²⁾による『明治孝節録』の「序」・「序文」が次のような前文を記して掲載されていることから首肯し得るであろう。

孝節録は明治十年十一月の出版にして、宮内省の御蔵版にかゝり、畏くも 皇后陛下の内旨によりて成れるものなり、福羽元田両侍講の序文は、恰も我が彰善會の主旨を言ひあらはされたるもの、如く、符合とや申べき、かかれれば本會の主旨は、大詔と大典との旨を賛け奉るのみならず、やがて 皇后陛下大御心の注かせ給ふ所にもあらむかと思へば、一しほありがたきことに覺えければ、ここに両侍講の序文をかゝること、はなせり、なほ書中孝節の勝れたるは、本誌にも載せて未だ斯書を見ざる人に示すこととなすべし

斯様な前置きを以て『彰善會誌』にその「序」「序文」が載録された『明治孝節録』は、太政大臣三条実美の書「万古清風」を巻頭に、議官兼二等侍講福羽美静「序」、三等侍講元田永孚「序文」、文学御用掛近藤芳樹「明治孝節録例言」、本編一三八章、附録三九章から成る宮内省蔵版の刊行物であり、皇后の内旨で福羽美静が材料を蒐集し近藤芳樹が編輯・出版したものであった。同書には、明治十年の宮内省刊行版の他、日本精神振興會刊行の『明治孝節録』⁽²³⁾（宮内省蔵版複製、昭和十一年）があり、数種の翻刻もある⁽²⁴⁾。また、同書に就いての研究は、西谷成憲「『明治孝節録』に関する研究―明治初期孝子節婦等褒賞との関連において―」のほか、勝又基「善人伝のゆくえ―『明治孝節録』と新聞」『文学』五一―（平成十六年）等があり、明治初期の孝子節婦等褒賞や新聞掲載記事との関わり、教科書として使用されたことなども指摘されており、孝子説話の系譜に連なるとの見解もある⁽²⁵⁾。

近世以前に遡る孝子説話の歴史と系譜については、徳田進『孝子説話集の研究二十四孝を中心に』中世篇（井上書房、一九六三）、同近世篇（井上書房、一九六三）、同近代篇（明治期（井上書房、一九六四）をはじめとする諸研究が既に明らかにしており、『明治孝節録』を斯様な系譜のなかに捉えることは、彰善會の活動を位置づける際にも一定の有

効性を持つものと思われる。江戸期においては、藩主が領内の孝子や善人を表彰してそれを文章化し、孝子説話集とした事例も多かったものであり、享和元年八月には幕府が全国⁽²⁷⁾の善人伝を集大成して編輯した『官刻孝義録⁽²⁸⁾』も刊行されている。徳田は、孝子譚がすでに上代に芽生え、中世に蓄を持ち、近世に開花したものであると言い、明治における受容については、「孝子説話集の置かれた位置と孝子譚の出入変遷は、近世以上に外部勢力が説話に働きかけて来たことを明示している。これに対し外より内を、物語より史譚を、童話より実伝をというように実証的な、それでいて実績的な傾向のものを迎えるに至った」と論じた。かかる系譜をも踏まえながら、『明治孝節録』が明治期における日本の史譚・実伝を集大成した「当代善人説話集」の嚆矢であったことに鑑みれば、その趣旨を継承する彰善會を位置づける際にも、孝子説話の歴史は参考とすべきものであると考えられる。

また、『明治孝節録』『彰善會誌』のほかにも褒章制度に関わる善人伝の刊行は確認されるのであり、例えば、内務大臣官房編『明治国民亀鑑』(國光社、明治三十五年)⁽³¹⁾、杉本勝二郎『明治忠孝節義傳 一名 東洋立志編』(第一輯・第二輯・第三輯・第四輯・第五輯(國之礎社、明治三十一年・三十六年)⁽³²⁾)などを掲げることができる。これらの刊行物は

いずれも明治三十年代に褒章制度との関連で出版されたものであり、その数は然程多くはなかったものの、日本国内の史譚・実伝を重んじた明治期の孝子説話集の特徴に相当するものと考えられるのである。その中でも彰善會は、それを組織的に会として運営したところに特徴があると言える。

なお、明治期の孝子説話関連の著作は、児童対象の読物・教科書などに用いられたものがある一方、右のように褒賞制度を書籍中に掲げるものは特に社会教化に関わる側面を有しており、『明治孝節録』や『彰善會誌』は後者の系譜に位置づけられるものと考え得る。また、元田永宇が編纂し文学御用掛の高崎正風・仙石政固・兒玉源之丞・池原香榊・西尾為忠等が参画して編纂した勅撰の修身書である『幼學綱要』(明治十五年)⁽³³⁾、文学御用掛・西村茂樹が編纂して同じく文学御用掛の山田安榮・加部巖夫が校勘・修文した『婦女鑑』(明治二十年)⁽³⁴⁾なども孝子説話に分類される内容である。御歌所の前身となった文学御用掛の面々が斯様な修身書編纂などにも寄与する活動を行っていたことは、彰善會を構想した背景としても注目すべきであり、御歌所の系譜を考えるうえでも参考となる事実であろう。そして、「教学大旨、幼學綱要、教育勅語と同一の精神が流れて行き、この間さらに洗練と深化の機を得て整い、かつ

は教学大旨の理念が、理論的に整えられて教育勅語に結集した⁽³⁷⁾との指摘もある通り、『幼學綱要』編纂に携わった高崎正風が、教育勅語の実践を主張した背景もここに窺われるのである。かかる経緯を顧みれば、明治天皇の聖旨を奉戴して警世の念を抱いた高崎の宿志が彰善會設立の背景にあり、「彰善會々旨摘要」の言葉はそれを表したものと推察し得る。その警世の思いと善行褒賞の関わりについて述べた左の一文は、彰善會設立の背景をさらに明らかにするものであらう⁽³⁸⁾。

思ふに、國家夙に賞勲局を置きて善行者を表彰するの制ありと雖も、これのみにては十分彰善の効果を擧ぐるに足らざる憾みあり。又各府縣廳にても、孝子貞婦を賞する良法を行ふことなきにあらざるも、これのみにては到底社會を感化するの力ありとも見えず、是れ又余が微衷を本會に致して、聊か効力ある彰善の方法を講ぜむとする所以なり。

余が本會を設立するに當り、或人、既設の明治會、弘道會、十善會の如きもの、いくらもあれば、特更に一會を起さずとも彼等の會に合併しては如何、是かへりて其目的を達する便法ならずやと勧告したることありき。さりながら元來本會の目的は已に行爲に顯れたる善事を表彰し、隨つて躬行實踐を奨勵するを目的とし

て理論に拘泥せず、故に道德の主義に付ては、儒佛孰れにも偏せざる考なれども、彼の會等に至ては、各々一個の主張あり、意見ありて、動もすれば教理上の爭論を惹き起す恐れあり。余は固より弘道會、明治會と大體の精神を同うするものなれども、彼等は善を説くを目的とし、余の設立せるものは善を彰はすを目的とす、其歸するところ一なりと雖も其力を盡す方面自ら異なるところあり。只兄弟の交りを結び互に相提携して、日本固有の道德を維持擴充せんことを欲するものなりとて、合併の勧告に同意せざりき。

右の内容からは、「善を説くを目的」とした既設の明治會⁽³⁹⁾、弘道會⁽⁴⁰⁾、十善會等の活動とは異なる「善を彰はすを目的」とした彰善會が、「社會を感化する」ことを目指して設立された組織であつたことが改めて了解され、その団体としての独自性を主張した意図も窺われる。因みに明治會は、佐佐木高行が明治二十一年五月西村茂樹・平山省齋などの同志と協議し、敬神・尊王・愛国を三綱領として設立した会であり、弘道會は、西村茂樹が明治九年創設した東京修身學社を同十七年日本講道會と改称し、同二十年九月に日本弘道會とした国民道德普及の組織であり、十善會は、明治十六年十二月十六日小松宮彰仁の発起により真言宗の釈雲照を導師として東京湯島靈雲寺にて発会式を行い、

国民道德としての十善道德の定着化を目的とした会である。これらの先行団体に比して、彰善會は、「教理上の争論を惹き起す」ことなく、「行爲に顯れたる善事を表彰し、随つて躬行實踐を奨励するを目的として理論に拘泥」しない特色を持つものとして設立されたのである。なお、理論ではなく史譚・実伝を高崎が重んじた背景には、「事實は深く腦底に印して忘却せず、道理の話は其割合に記憶に存し難いものであるといふことを經歷上はつきり感じた」⁽⁴²⁾ことがあつたと言う。

(二) 一德會の發会

後に、彰善會が京都を根拠地とする修齊會と合併して一德會と称し、京都議事堂にて發会式を行ったのは、明治四十一年四月三日のことであつた。修齊會は明治二十四年十一月、京都における心学講舎の明倫舎、時習舎、修正舎の代表者が宝錦舎に集まり協議して組織した会であり、本部となつた明倫舎と市内数か所の支部で毎月定例の道話をおこなつた他、『修齊會誌』と題する会誌を發刊し、明治三十四年以降は善行者の表彰をも事業の一つに加えたという。⁽⁴³⁾修齊會と合併した一德會の活動には、修齊會側の考えも加わり、彰善會とは異なる傾向が存したことは言うまでもない。その具体的活動が窺われる「一德會規則」には、次の

ように記されている。

第一條 本會は一德會と稱し教育に關する 大詔の旨を奉體し道義の實踐を奨め社會の善行を彰はすを以て目的とす

第二條 本會事務所は京都に置き支會を各府縣に支部を各地に設け會務を處辨す

第三條 本會に會長主事及評議員を、支會に支會長幹事を、支部に支部長理事を置き事務を處理す

(中略)

第八條 本會は毎年春期に於て總集會を開き左記の一項若しくは數項を舉行す、但し必要に應じ臨時開會することあるへし

一、大詔の主義に基ける人倫道德上の演說講話
一、善行の表彰（表彰の方法は別に定むる所に據る）

一、會務の報告、協議

第九條 本會は毎年十月三十日 勅語奉讀會を開く

第十條 本會は會旨の普及を計らむが爲時々通俗講話會を開く

但し本條并に前二ヶ條に關する會場は其都度之を豫告す

第十一條 本會々員は左の事項を履行すへし

一、毎月一回又は數回適宜の時期を定めて 大詔を

奉讀し家族をして常に聖旨を服膺せしむること

二、常に善行者を発見することに注意し之を見聞したるときは能く其實を調査して本會に通知すること

三、舊記口碑などに考へ其地方に善行事蹟あるを発見したるときは詳細にその事實を調査し本會に通知すること

第十二條 本會は毎年四回會誌を發刊し會員に頒布す

(後略)

この「一德會規則」は、「勅語奉讀會」の開催や「大詔を奉讀」すること、教育勅語に基づく演説講話などをも時々に開催することで、教育勅語の普及と「道義の實踐」、「社會の善行を彰す」ことを目的とした会の活動概要を示したものである。會員の履行すべき事項には、「毎月一回又は數回適宜の時期を定めて 大詔を奉讀し家族をして常に聖旨を服膺せしむること」とある等、明らかに彰善會にはなかった特徴を示している。さらに機関誌『一德』の誌面は、教育勅語を冒頭に置いて演説講話の内容を紹介するのみならず、石門心學關係の記事にも多くの誌面を割いており、善行褒賞の記事を中心とする『彰善會誌』とは凡そ体裁が異なるものである。その誌面は「論説講話」「諷詠」(45)「史蹟」「家庭」「善行録」「雜纂」「彙報」の各欄から構成

されており、(46)『一德』第五号(明治四十二年四月)を例に挙げれば、「史蹟」欄に「石田梅岩」、「家庭」欄に「鳩翁道話拾遺」、「雜纂」欄に「心學書解題」の掲載があり、石門心學關係の記事の多さも窺えよう。以上のことから一德會は、「道德倫理は之を論ずるの必要よりは寧ろ之を行ふの必要ならんのみ」とした彰善會の活動方針を一步進めて、教育勅語の普及を目指し、善行褒賞事業をも継承しつつ石門心學の要素を取り入れた会であったことが指摘し得る。

また『一德』には、次々と支会・支部を全国各地に設立して心學道話をはじめとする演説講話・通俗講話会を各地に開いたことが記されており、積極的に教育勅語の普及を図った一德會の特徴を窺える。さらに一德會が教育勅語を普及するのみならず、それを「國民が實行せねばならぬといふ主義」であったことも重要である。(47)一德會の名称は「威其德ヲ一二センコトヲ庶幾フ」とある教育勅語の文言に由来があり、会設立の動機は、彰善會と同様新聞等に現れる「悖德汚行」を憂いた高崎が教育勅語の普及と実践の必要性を改めて実感したことが一因であった。(48)明治四十一年十月三十日に行なわれた講演において高崎は、教育勅語が「學校のものであると言ふやうな人も少なからぬ」状況であると指摘し、「學校に出る生徒は最早多く暗誦して居ることであらう」けれども、「民間に於ては未だ殆んど分

らぬやうな有様」であるとして、次のような体験談を報告している。⁽⁴⁹⁾

先日私は暑中休暇を利用して奥羽六縣を廻りました、其際段々教育勅語がどのくらゐ民間に行はれて居るか、どのくらゐ分つて居るかと云ふことを視ました所が、民間には先づ十中七八も此の詔勅の下つてあることを知らない者があるのでござります、偶々知つて居る者と雖も「成程先年左様なことがありました、私も一度拜讀したことがござります」など、云ふくらゐに過ぎない、是れはまだ善い方でござります、其の大部分は皆無分らない、私は甚だ驚きました、：

と述べ、続けて「躬行實踐しなければ教育勅語の詮のないことは言ふまでもない」⁽⁵⁰⁾ことであり、教育勅語を「今のやうに殆んど知らない者が多いと云ふのは實に残念至極のこと」⁽⁵¹⁾と実情を嘆いている。また、教育勅語を「一般に徹底せしむる方法はなからうかと百万苦心をいたし、段々學者識者にも諮つて見ました所が、何うしても此の詔勅の御趣旨を叮嚀反復に言つて聽かせるより外はないと云ふこと」⁽⁵²⁾になったと一徳會設立の背景についても述べるのである。教育勅語を「一般に徹底せしむる方法」を諮つた学者・識者とは、東京帝国大学総長・京都帝国大学総長などを歴任した菊池大麓、後に国民道德論を主唱することとなる東京

帝国大学教授井上哲次郎、そして後に内閣総理大臣をも務めた加藤高明等であつたという。

そのほか『一徳』には、勅語奉読会や各地の支部発会式をはじめ、各地の講演会へと高崎が足を運び式辞や講演を行った様が記されており、教育勅語の実践を掲げて全国を巡つた高崎の足跡も窺える。こうした活動の背景には、一徳會の活動を始めるにあたり、「講話を主として會誌に重きを置」かないことを方針とした経緯があり、それは彰善會を運営した際における高崎の反省点に基づくものであつた。⁽⁵³⁾

どうか悪人を杜絶して善人を殖やしたならば、此の詔旨が普及せらるゝだらうと思ひましたが、其時は私の経験も乏しく、資力も足りませなかつたけれど、毎月雑誌を出しまして、雑誌で人を導く積りでありました、が、是れは迂濶な考で、散々失敗して只冗に金のみを取られて、殆と一家の生計に困難を致しました：

右のような彰善會活動の反省点を踏まえて一徳會の活動は考えられたのであり、彰善會と一徳會は、ともに教育勅語の実践を目指した会ではあるものの、活動方針は自ずと異なるものとなった経緯がここに確認される。それは、機関誌を毎月発行していた彰善會に対して、機関誌発行を年四回として各地の講演会を主とした一徳會の活動内容にも

表れている。なお、一徳會の役員に名を連ねた御歌所歌人には、阪正臣、猪熊夏樹⁽⁵⁴⁾、宮地巖夫、須川信行⁽⁵⁵⁾などがあり、そのほか大阪府支会設立委員には北里闌⁽⁵⁶⁾、愛知県支会設立委員には大島爲足⁽⁵⁷⁾の名があつて、いわゆる「旧派歌人」の参加をも確認し得るものの、京都の明倫舎に本部が置かれたことも関わるのか、一徳會役員には彰善會ほどの御歌所歌人は含まれていないようである。

三 彰善會と一徳會の意義―むすびにかえて―

以上、高崎正風が教育勅語の実践を掲げて首唱した彰善會の活動とその系譜に連なる著作、そして後継組織としての一徳會の活動について、『彰善會誌』『一徳』等の記述を用いて考察してきた。これらは、なお活動の一端を垣間見たに過ぎないが、冒頭にも記したように斯様な教育勅語の実践に資する会が存在した実状はこれまで殆ど言及されていない。本稿で概観したこれらの活動は、御歌所長高崎正風を中心に御歌所歌人や国学者たちが会運営に携わった事業でもあり、心学関係者や各界著名人が参加したことをも含めて注目すべきものである。

端的に言えば、彰善會は、教育勅語、褒章條令を指標として、「我か同胞四千餘万の中忠孝信義貞節慈善等凡そ社會上の徳義公益に関する効績は有形無形に拘はらず大に之

を讃揚し益社會の善行を奨勵する⁽⁵⁸⁾」ことを掲げて発足した団体であり、その設立の背景には、教育勅語が実践されていない世相を憂い、褒章條令もまた十分に実を挙げていないとの認識があつた。「兇行惡徳」が「社會に蔓延」する状況においては、「道德倫理は之を論するの必要よりは寧ろ之を行ふの必要ならんのみ⁽⁵⁹⁾」とする判断も同会の方角性を規定した要因である。そして、彰善會の発足時に福羽美静が参画していること、『彰善會誌』の内容が『明治孝節録』の趣旨とも通じるものであつたこと、さらには明治會、弘道會、十善會などの活動とは異なる「理論に拘泥」しない点を特色としたことは、彰善會について考察する上で重要な要素を占めるものである。

また、彰善會が京都を根拠地とする修齊會と合併して発会した一徳會は、教育勅語の存在をも知らない人々の存在を憂いて、心学道話を用いた通俗講話會などを各地に開いて教育勅語の普及に努めた社会教化団体であつた。彰善會・一徳會は双方教育勅語の実践を掲げた団体であつたが、雑誌主体の彰善會に対して、心学の要素を取り入れて講演会を主体としたところに一徳會の特徴が存した。これらの活動によって、「よしをのみ世に繁らせむ難波江のあしの根さ、むひまもなきまで⁽⁶⁰⁾」と詠んだ高崎の思いが如何程に実現されたのかは資料上確認しえないものの、明治三十年

に彰善會が設立されておよそ十年を経た明治四十一年、一德會を設立した際にも、新聞等に現れる「悖德汚行」が会発足の所以に掲げられたことは本論で述べた通りである。一德會が発会式を行った明治四十一年四月三日は、凡そ半年後の同年十一月に戊申詔書が渙発され、それに応じて国民道徳論が現れる現在の時期であったことは言うまでもない。

斯くして、明治四十一年の戊申詔書以降に現れた国民道徳論よりも早い段階で教育勅語の実践を説いた彰善會・一德會の活動は、西村茂樹の日本弘道會等とともに国民道徳運動史の一端を担った組織としても指摘し得るであろう。国民道徳普及の先駆けとなった人物が、ともに宮中において文学御用掛を務めた西村茂樹、高崎正風であったことも注目すべきことである。さらに今後の課題ではあるが、一德會活動における心学組織との連携の実態をも精査する必要がある。いずれにせよ、斯様な活動の根底には、明治天皇の詔を奉じてその聖旨に適う活動の実践を志す人々の賛同があり、「同胞固有の道性を回復」することを意図して善行褒賞を掲げ、教育勅語こそが実践すべき理想の根本であることを確信した高崎正風の一身を捧げる決意があった。その活動の足跡については、高崎正風の生涯を顧みる際は言うまでもなく、心学史のみならず国民道徳運動史や御歌

所の歴史などを解する際においても、今後改めて検討すべき内容を含む筈である。

註

- (1) 入江為守「たつかね集跋」高崎正風『たつかね集』（中央歌道会、大正十五年）。
- (2) 武川忠一「高崎正風」『国史大辞典』第九卷（吉川弘文館、昭和六十三年）。
- (3) 阪正臣記・高崎正風述「紀元節歌の解」（青白堂・松成堂、明治二十一年）、高崎正風述・阪正臣記「天長節歌解」（吉川半七、明治二十四年）などの著作もある。
- (4) 他に、清水勝「桂園流の興隆―香川景樹門高弟八田知紀における桂園派継承の特性について―」文部省科学研究費補助金研究成果報告書『桂園派の発生・発展と幕末・明治期の桂園派和歌・歌論の文学史的意義に関する研究』（平成九年三月）等参照。
- (5) 御歌所についての研究は、恒川平一「御歌所の研究」（還暦記念出版会、昭和十四年）、照沼好文「明治の歌御会に関する研究」上・下『芸林』三十四―三十四―三（昭和六十年）、「明治の御歌所」『心の華』第三卷三号―六号（明治三十三年三月―六月）、財団法人日本文化財団編『和歌を歌う 歌会始と和歌披講』（笠間書院、平成十七年）等参照。
- (6) 「高崎會長の談話」『彰善會誌』第二号（明治三十一年四月）。
- (7) 明治心学の研究としては、三宅守常「明治心学と宗教行

政』『明治聖徳記念学会紀要』復刊第十号（平成五年）、同『明治心学管見』『精神科学』第三十五号（平成八年）等がある。一徳會については、本論で掲げる柴田実「心学」（至文堂、昭和四十二年）のほか、高村光次「心学活動の現状」「心学」（雄山閣、昭和十七年）、山田敬齋『石門心学講話』（道義昂揚推進會、昭和二十九年）等に記述がある。

(8) 「彰善會々旨摘要」「彰善會誌」第一号（明治三十一年三月）。

(9) 「一徳會規則」「一徳」第二号（明治四十一年八月）。

(10) 「彰善會誌」第三号以降においても教育勸語および褒章條令はその巻頭にある。なお、同誌掲載の明治二十七年一月四日勅令第一号で第一條が改正された「褒章條令」は左の通り。

褒章條令

第一條 凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助シタル者又ハ孝子順孫節婦義僕ノ類ニシテ德行卓絶ナル者又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者又ハ學術技藝上の發明改良著述、教育衛生慈善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナル者ヲ表彰スル為メ左ノ三種ノ褒章ヲ定ム

紅綬褒章

右自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助シタル者ニ賜フモノトス

綠綬褒章

右孝子順孫節婦義僕ノ類ニシテ德行卓絶ナル者又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者ニ賜フモノトス

藍綬褒章

右學術技藝上の發明改良著述、教育衛生慈善、防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナル者ニ賜フモノトス

第二條 奇特ノ實行アリト雖モ褒章ヲ賜フヘキ場合ニ至ラサルモノハ褒狀ヲ與フコトアルヘシ

第三條 既ニ褒章ヲ賜リタルモノ再度以上同様ノ實行アリテ褒章ヲ賜フヘキトキハ其都度節版一個ヲ賜與シ其章ノ綬ニ附加セシメ以テ標識トス

第四條 褒章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ及ヒ徽號トナスヲ得然レトモ重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ之ヲ沒收シ其末ヲ授與セサル前同上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ之ヲ授與セス

(11)

『彰善會誌』第一号に寄せられた福羽の祝辭は左の通り。

彰善會誌發行祝辭 子爵 福羽美辭

明治三十一年三月こ、に彰善會誌の第一號を發す會員中其人ありてこの事に周旋し今より號をかさねてこの冊誌を出し國家大衆と共に彰善の一舉を盛大にし將來大日本の大善事業に奨勵し人々をして善の善なる行度に在らしめ其實を得るの慶事を希望す抑善に大小あり善は小なりといへとも彰はして人の鏡となすを宜しとす又大善は見る人其眼すくなしこれにより彰はし談するもまた難しま

つ國政の大善を執行して

至尊の大徳を全からしめ人事の行度其宜しきに至らしむるは善の大なるものなり國家は年月の歩するにしたかひ其大進を醸し忠を眞天に顯はし孝を國祖に獻し恩恵を域の内外に及ぼし其の文明も開化もこれか中に網羅し教育實行みなその善にかなひ身を立て家を興し事に祖たる人も多くして忠孝貞道慈善ともに擧りこれを表彰する人もその眼光大に至りてもらすことなくは實に天下のよろこひなるへし今こゝにその端緒を開く嗚呼人々をして其善の大善をつくし徳義其宜しきを得せしめんとするの今日あるは實に

(12)

聖明の盛徳なりこれを感じて止まず謹んでこゝに一言す
明治四年一月二十日宮内省に歌道御用掛が設けられ、福羽美靜に「歌道御用掛被仰付候事」達があり、同五年四月には八田知紀、同七年一月には松平忠敏、同七年四月には渡忠秋、同八年五月には近藤芳樹、同九年四月には高崎正風、同九年八月には力石重遠がそれぞれ歌道御用掛を仰付かった。明治八年八月十四日には、近藤芳樹に「皇学御用掛申付候事」達せられ、同九年十月二十一日には「当省中皇学歌道両御用掛ヲ自今都テ文学御用掛ト相称候條此段御届申進候也」との宮内省届があり、同日歌道皇学両御用掛へ「右自今文学御用掛ト相称候事」と達された。『法規分類大全』第十卷（明治二十二年）等参照。

(13)

大口鯛二は、元治元年四月七日味噌溜商大口喜太郎の子として名古屋に生まれ、郷里で三輪経年、伊東祐命に学んだ。上京して植松有経・阪正臣等の斡旋により御歌所

に勤務し、高崎正風に師事して参候、寄人等を歴任した。大正九年十月十三日歿。

(14)

千葉胤明は、元治元年六月十一日佐賀藩主鍋嶋家の重臣の子として江戸に生まれ、高崎正風に歌を学び、御歌所に勤務して、参候、寄人を歴任した。昭和二十八年六月二十五日歿。

(15)

遠山英一は、明治二年十一月二十日遠山萬彌の長男として長野県上伊那に生まれ、新聞雑誌に携わる傍ら和歌の研究に従事した後、御歌所に務め、小出榮、高崎正風に歌を学び、参候、寄人を歴任した。昭和三十年歿。

(16)

加藤義清は、文久二年十一月二十四日幕臣菊間平八郎の五男として生まれ、陸軍音楽隊勤務を経て、御歌所録事、参候、寄人などを歴任した。昭和十六年二月十日歿。

(17)

阪正臣は、安政二年三月二十三日阪丈右衛門の子として名古屋に生まれ、富樫廣厚に歌を学び、平田鐵胤、権田直助に学んだ。三河砥鹿神社、皇太神宮、鎌倉宮等で奉仕した後、高崎正風に師事し、明治二十年宮内省御歌所に勤務後、東京女学館国語講師、華族女学校教授を務め、御歌所寄人、同主事等を歴任した。昭和六年八月二十六日歿。

(18)

逸見伸三郎は、安政六年十二月十六日に逸見民衛の子として生まれ、権田直助に学んだ。阿夫利神社祠掌、國語傳習所講師、國學院講師、圖書寮御用掛などを歴任し、明治會叢誌・大八洲雑誌の編輯、教科書の編纂、後楽歌會・富志美會・瀧園社等の歌会にも関わった。昭和三年九月二日歿。

(19)

關田華亭は、慶応二年四月二十一日常陸国に生まれ、野

口幽谷に花鳥画を学んだ。明治天皇の御前揮毫の光榮に浴したこと数度、日本美術協会展などで受賞を重ね、日本画会評議員などを務めた。大正八年十二月十八日歿。

(20)

植松有経は、天保十年六月十五日国学者植松茂岳の子として名古屋に生まれ、正院御用掛、同少主記等を経て、文学御用掛及び宸翰御用掛、御歌掛、御歌所録事、参候などを歴任した。明治三十九年六月十三日歿。

(21)

西谷成憲「『明治孝節録』に関する研究―明治初期孝子節婦等褒章との関連において―」『多摩美術大学研究紀要』十一（平成九年）。

(22)

元田永孚は、文政元年十月一日元田三右衛門の子として熊本に生まれ、時習館に学んだ。熊本藩においては京都留守居、藩主侍講などを務め、明治四年五月には宮内省に出仕し、同八年侍講に任じられ、宮中顧問官、枢密顧問官などを歴任した。儒教主義による国民教化に努め、二十余年間明治天皇の側近にあつて儒学を講じた。明治二十四年一月二十一日歿。

(23)

近藤芳樹は、享和元年五月二十五日周防国に生まれ、村田春門・本居大平・山田以文等に学んだ。幕末には明倫館助教・国学講師を務め、維新後は皇学御用掛、文学御用掛などを歴任した。著作に『大祓執中抄』『明治孝節録』『十符の昔薦』『寄居歌談』等がある。明治十三年二月二十九日歿。

(24)

『明治孝節録』の翻刻は、文学協会『明治孝節録 完』（中興館書店、大正三年）、関儀一郎訳『詳訳明治孝節録』（東洋図書刊行会、大正十一年）、『教育勅語渙發関係資料集』第一卷（国民精神文化研究所、昭和十三年）等の

ほか、拙稿「翻刻『明治孝節録』」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十四号・第四十五号、平成十九年・二十年）がある。

(25)

前掲『明治孝節録』に関する研究―明治初期孝子節婦等褒章との関連において―、「善人伝のゆくえ―『明治孝節録』と新聞』等参照。

(26)

東野治之「律令と孝子伝」伊藤博・稲岡耕二編『萬葉集研究』第二十四集（塙書房、平成十二年）、菅原征子「節婦孝子の表彰と庶民の女性像」「教育と思想」（吉川弘文館、平成十年）等も参照。

(27)

勝又基「表彰の孝子伝、巷説の孝子伝―『備陽善人記』『続備陽善人記』の素材と編集意識―」『明星大學青梅校日本文化學部共同研究論集 第十輯 言語と藝術』（平成十九年）参照。

(28)

菅野則子校訂『官刻孝義録』（東京堂出版、平成十一年）等参照。

(29)

前掲『孝子説話集の研究 二十四孝を中心に』近代篇・明治期「序」。

(30)

前掲「善人伝のゆくえ―『明治孝節録』と新聞」。

(31)

『明治國民鑑序』には、「孝弟節義ノ徳操ヲ守リ實業ニ精勵シ或ハ公益ヲ開興シ公務ニ勤勉シ或ハ己レノ危難ヲ顧ミズ人命ヲ救助シ以テ家國ニ盡ス者ノ若キハ特ニ其心志ノ感賞スベキノミナラズ其懿徳卓行ノ以テ世人ヲ風動シ國家ノ治化ヲ裨補スルヤ亦尠小二非サルナリ是編ヲ觀ル者反覆熟玩シテ其行蹟ニ鑑ミバ其レ感發スル所アルニ庶幾カラム歟」とあり、社会教化にも益することを目途とした意向を窺える。なお、前掲『孝子説話集の研究

二十四孝を中心に」近代篇（明治期）、百四十六頁にも同書の紹介がある。

(32)

『明治忠孝節義傳 一名 東洋立志編』の「凡例」には、「本書に類似したるものを發行せんとするの計畫を立てたるものあるを聞くに之等は咸、藍、綠（實業家のみ抜粋）知名の士のみを撰擇して褒章條例の骨子とも云ふべき人名救助者、又は孝子、節婦、義僕等の類を網羅せず」と記されており、褒章條令との関わりで孝子、節婦、義僕の事績を記すものは然程多くはなかったことが知られる。

(33)

『幼學綱要』は、和装本七冊、宮内省蔵版。明治十四年八月二日出版届。同十五年十二月刻成。明治十二年待講元田永孚が明治天皇の聖旨を「教学大旨」として纏めた際に幼童教訓書編纂を命じられ、元田を中心として文学御用掛高崎正風・仙石政固・兒玉源之丞・池原香釋・西尾為忠等が参画して編纂した勅撰の修身書であり、明治十五年十二月地方長官を通じて国民に頒布された。戸田浩曉『幼學綱要奉體の研究』（大倉精神文化研究所紀要第五冊、躬行会、昭和十九年）、「幼學綱要」に関する研究—明治前期德育政策史上における意味の検討」『日本の教育史学』三十三号（平成二年）などの研究がある。中西正幸「解題」『明治神宮叢書第十卷 德育編』（国書刊行会、平成十七年）も参照。

(34)

『婦女鑑』は、和装本六冊、宮内省蔵版。明治二十年七月二十一日版権届。同年同月出版。明治十七年十月宮内省文学御用掛を拝命した西村茂樹が、既に刊行されていた『幼學綱要』の姉妹編として編纂を命じられた修身書

であり、編纂協力者は、加部巖夫、坂田伝蔵、山田安榮、伊東祐命、谷勤等が指摘されている。「婦女鑑編纂氏名」として、奥付の前に「宮内省三等出仕文学御用掛 西村茂樹 編纂」「宮内省文学御用掛 山田安榮 校勘」「宮内省文学御用掛 加部巖夫 修文」とある。近世女子教訓書の系譜に連なりながら、「此書と漢西洋ヲ問ハズ。古今ノ婦人傳記中ヨリ。言行嘉良ニシテ。龜鑑ト作スニ足ル者ヲ攬摭シ。以テ婦女子ヲシテ矜式スル所ヲ知ラシム。」と「凡例」に記される通り、洋の東西を問わず、婦女子の美談を集めて編纂され、華族女学校、各女学校に頒布された。「婦女鑑と孝子説話」前掲『孝子説話集の研究—二十四孝を中心に』近代篇（明治期）、浅川純子「『婦女鑑』の成立事情と徳目構成—編纂稿本と刊本の検討を中心に—」『お茶の水女子大学人文科学研究所紀要』第四十六卷（平成五年）などの研究がある。

(35)

前掲『孝子説話集の研究—二十四孝を中心に』近代篇（明治期）。

(36)

明治十九年二月五日、「文学御用掛」が廃せられて侍従職に「御歌掛」が設けられ、明治二十一年六月六日、「御歌掛」が廃されて「御歌所」が置かれた。

(37)

前掲『孝子説話集の研究—二十四孝を中心に』近代篇・明治期、百四十七頁。

(38)

『高崎會長の談話』『彰善會誌』第二号（明治三十一年四月）。

(39)

佐佐木高行が明治二十一年五月西村茂樹・平山省齋などの同志と協議し、敬神・尊王・愛国を三綱領として設立した明治會は、本部を東京に、各地に支部を置いて毎月

一回の例会を開き、三綱領に基づく講演会を開いたほか、同二十一年十二月『明治會叢誌』を発行した。また、明治二十二年一月十七日より三綱領を本義として有為の人材を育成する明治會學館を設置し、普通科・国文科・国史科・英語科等を置いて生徒三百五十名を収容して教育し、翌二十三年からは東京文學院として独立して佐佐木高行の長男高美を院長、杉浦重剛を教頭として、小中村義象・落合直文・荻野由之などが教授となり高等教育を行った。後に『明治會叢誌』を廃刊して、明治三十二年八月十五日より『富士新聞』を創刊したが、明治三十四年経営困難にて廃刊した。津田茂磨『明治聖上と臣高行』（昭和十年）等参照。

弘道會は、西村茂樹が明治九年創設した東京修身學社を同十七年日本講道會と改称し、同二十年九月に日本弘道會と改称した社会教化団体。「本会ノ主旨ハ邦人ノ道德ヲ高クシ兼テ道德ノ真理ヲ講究スルニ在リ」と「日本弘道會約規」第一条にあり、同第七条には「會員ハ会日ニ於テ或ハ談話或ハ演説又ハ討論等ヲ為スベシ」とある。明治二十年十二月に機関誌「弘道會雜誌」を創刊し、講演会を盛んに行い、国民道德の普及に努めた。社団法人日本弘道會編『増補改訂 西村茂樹全集』第一卷（思文閣出版、平成十六年）等参照。なお、西村茂樹の説いた心学は、石門心学とは異なり、西洋哲学を参照した「心ヲ知ルノ学」であった。

十善會は、明治十六年十二月十六日小松宮彰仁親王の發起により真言宗権少教正釈雲照を導師として東京湯島靈雲寺にて発会式を行い、国民道德としての十善道德の定

着化に努めた団体。太政官権少書記官青木貞三の懇請により釈雲照が招かれ、明治十九年目白・新長谷寺を根据地として本格的な活動が始まったとされ、明治二十二年二月六日青木の逝去後は沢柳政太郎がその遺志を継ぎ、明治二十三年四月より機関誌「十善寶窟」を発行し、規則綱領を作成して支会を設立することで全国的な組織的活動を行った。なお、三宅守常によれば、『十善寶窟』は大正十年八月十五日発行の第三七七号が最後であり、釈雲照が明治四十二年四月十三日に逝去して以降もおよそ十年間活動を行ったとされる。なお、十善戒とは不殺生戒、不偷盜戒、不邪淫戒、不妄語戒、不綺語戒、不惡口戒、不兩舌戒、不慳貪戒、不瞋恚戒、不邪見戒であり、雲照の十善の普及は、雲伝神道の開祖としても著名な慈雲尊者飲光の「十善法語」（安永四年）の思想的系列に繋がるものであった。三宅守常「明治仏教における十善道德運動について」『日本大学精神文化研究所教育制度研究所紀要』第九集（昭和五十三年）参照。

高崎正風「彰善會主意附十九節」「史談速記録」第七十一輯（明治三十一年十月）。

前掲柴田実「心学」等参照。

「一徳」には、第六号（明治四十二年七月）から教育勅語とともに戊申詔書が冒頭に掲げられた。

「諷詠」欄には、「御製」皇后宮御歌」が毎号、高崎正風の解を付して載録された。前掲「明治後期の天皇・皇后像に関する一考察」も参照。

「一徳」の記載要綱は次の通りである。「一徳」第三号参照。

「一德」の本領と其記載要項

「一德」は教育に關する勅語の趣旨を宣揚鼓吹して、聖意の普及貫徹を謀り兼て會員の爲めに斯道研究の資料を供せんことを期するものにして其記載要項概ね左の如し
一、本會の趣旨に關する會員其他諸大家の論說。意見等。

二、本會講談會における演說講話の筆記及心學道話の類。

三、古今善行者の性行逸事等殊に隠れて多く世に顯れざるもの。

四、和歌俳句漢詩等作家の古今を問はず専ら風教に益あるもの。

五、平易適切にして且つ趣味に富み家庭教育の参考となるべき事項。

六、現今社會に發生したる美事善行にして實踐道德の模範たるべきもの。

七、地方會員の通信報告等。

(47) 高崎正風「一德會設立の主意附四十三節」『史談速記録』第百八十六輯（明治四十一年八月）。

(48) 高崎正風「一德會の趣意」『一德』第四号（明治四十二年一月）。「本篇は明治四十一年十月三十日日本部に於て開きたる勅語奉讀會席上に於ける講演の筆記」とある。

(49) 前掲「一德會の趣意」。

(50) 同右。

(51) 同右。

(52) 同右。

(53) 前掲「一德會設立の主意附四十三節」。

(54)

猪熊夏樹は、天保六年六月一日猪熊慶歡の子として讃岐白鳥神社神主の家に生まれ、幼少より家学を受け、友安三冬・友部方秀・中村尚輔に国典を学んだ。白峰宮欄宜、皇大神宮宮掌、護王神社欄宜、京都府師範学校教諭、第一高等女学校教諭、賀陽宮・久邇宮の侍読、御歌所参候などを務めた。大正元年八月七日歿。

(55)

須川信行は、天保十年十月二十五日清水貞吾の子として近江国に生まれ、須川検校の養子となり、渡忠秋・小出繁に歌を学んだ。医業を娘婿に譲つて後は歌道に専心して子弟薫陶に力を尽くし、向陽会教師、御歌所参候、寄人を歴任した。大正六年十一月十三日歿。

(56)

北里闌は、『高崎正風先生傳記』（昭和三十四年）の著者。明治三年熊本県阿蘇郡北里村に生まれ、同二十六年國學院に入学した。同二十六年二月より御歌所歌人鎌田正夫に歌道を師事し、同二十八年には鎌田正夫の推薦で高崎正風に師事した。

(57)

大島爲足は、嘉永四年九月七日尾張国名古屋に生まれ、植松茂岳に国典を学び、京都皇學所に於て研鑽し、間島冬道にも教えを受けた。『御歌所の研究』（還暦記念出版会、一九三九）を著した恒川平一の師でもある。大正四年八月十四日歿。

(58)

前掲「彰善會規則」第二條。

(59)

同右。

(60)

前掲『たつかね集』「彰善會の設立をよろこびて」。

（國學院大學研究開発推進センターポスドク研究員）